

一般廃棄物収集運搬業務を委託する場合の基準に関する要領

平成24年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託基準要綱（平成21年むつ市告示第4号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、一般廃棄物の収集及び運搬の業務を委託する場合の基準に関し必要な事項を定める。

(受託可能件数)

第2条 要綱第2条各号に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託することができる件数（以下「受託可能件数」という。）は、要綱第3条第1号の規定に基づく受託業務を遂行するに足りる施設及び人員によって算出するものとする。

2 受託可能件数は、1の区域の委託業務に係る入札において、落札者が決定した時点で、当該業務に必要とされる施設及び人員を当該落札者が有する施設及び人員から減じ、改めて算出するものとする。

3 事業協同組合の受託可能件数については、個々の組合員について第1項の規定を適用し、算出した件数の合計を当該事業協同組合の受託可能件数とする。

(財政的基礎)

第3条 要綱第3条第2号に規定する財政的基礎については、市が行う指名競争入札参加者資格審査において有資格者と認められた者であること。

(業務の経験)

第4条 要綱第3条第3号に規定する「定期的な搬入実績を有すると認められる者」とは、指名競争入札通知前の12月の間、要綱別表の規定を満たす施設を使用し、一般廃棄物処理実績報告書又は下北地域広域行政事務組合が設置する一般廃棄物等処理施設（以下「アックス・グリーン」という。）への搬入データにより、1月当たり16回以上継続してアックス・グリーンへ廃棄物を搬入し、かつ、その搬入量が1月当たり1万

キログラム以上である実績がある者をいう。

- 2 要綱第3条第4号に規定する「2年以上の業務経験」とは、要綱別表の規定を満たす施設を使用して業務を行った期間を1月単位で計算したときの累積月数が24月以上となる業務実績をいう。ただし、一般廃棄物処理実績報告書による収集運搬実績がない月については、これに算入しない。